

細 則

制 定：平成 24 年 4 月 1 日
最新改正：平成 29 年 6 月 17 日

第 1 章 通 則

第 1 条 日本ユング心理学会の定款第 38 条に基づき、以下の諸規定を設ける。

第 2 章 入会金及び会費納入

第 2 条 入会金及び年度会費は、別表 1 の通りとする。入会金と初年度会費は入会時に、また、年度会費は当該年の 4 月末日までに納入するものとする。

別表 1 設立当初の入会金及び会費

会員の種別	入会金	会費（年）
正 会 員	10,000 円	10,000 円
購 読 会 員	10,000 円	10,000 円
名 誉 会 員	0 円	0 円
賛 助 会 員	0 円	一口 50,000 円(一口以上)

2 海外に在住し、通信物の海外居住先への直送を希望する場合は、年度会費を 12,000 円とする。ただし、上記でも国内に会費請求先を指定した場合は、第 1 項の会費に準ずるものとする。

第 3 条 顧問及び名誉会員の推薦、賛助会員の入会については、理事会の議を経て別に定める。

第 3 章 役員を選出

第 4 条 本章に定める役員選挙を適正に実施するため、以下の細則を定める。

2 本会の役員（理事、及び監事）の選挙の管理業務は、当該選挙の事由が発生する 6 ヶ月以前を基準として当該時の本会理事会から選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を組織してこれを行う。

3 選挙管理委員会はその代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。

4 事務局は、選挙管理委員会の事務を担当する。

第 5 条 選挙管理委員会は以下の業務を行う。

- 2 選挙管理委員会はその組織の成立を見た日より1ヶ月以内に選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成、これを全会員に公示する。
- 3 【選挙台帳の作成と公示】 選挙台帳は役員選挙を実施する年の3月末日を基準とし、当該年度4月1日以降退会していない会員名簿によってこれを作成し、正会員に所定の期日までにこれを郵送し公示する。
- 4 【選挙の実施と開票結果の確定】 本細則第7条、第8条及び第9条により厳正な選挙の実施を行なう。また、開票結果の確定については本細則第10条によりこれを行なう。
- 5 【選挙結果の公告】 選挙管理委員会は開票業務の終了後、その結果（投票数・投票率及び当選者と次点者の得票数を含む）を直ちに全会員に公告しなければならない。

第6条 選挙権及び被選挙権は、第5条第3項に定める選挙台帳により、これを有する。

- 2 海外居住者で、日本国内における住所もしくは連絡先を選挙管理委員会が指定する期日までに申告しないものは、選挙権及び被選挙権を放棄したものとみなす。
- 3 選挙台帳に記載される者のうち被選挙権を放棄しようとするものは、選挙管理委員会が指定する日時までに所定の書式により「被選挙権の辞退届け」を選挙管理委員長宛に提出しなければならない。

第7条 役員選挙によって選出される役員の定数は当分の間、理事10名、監事2名とし、全正会員の互選によって選出される。

第8条 理事、及び監事の選挙は無記名投票による。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

第9条 投票は理事については3名連記とし、監事については単記とする。

第10条 当選者の確定は得票順による。ただし、次の場合、この限りではない。

- (1) 同点者の生じた場合は抽選による。
 - (2) 欠員の生じた場合には、次点者をもって補う。
- 2 理事と監事の両者に当選した者の生じた場合には、理事の当選を優先とし、監事は次点者をもってこれに充てる。
 - 3 本会の定款第16条第3項に基づき、理事長は必要により、理事定数に加えて正会員の中から2名までを指名理事として選任することができる。

第11条 同一人を引き続き2期（6年）を超えて監事に選出することはできない。

第4章 理事長、副理事長及び常務理事の選定

第 12 条 理事長の選出は新たに選挙された理事による最初の理事会において行なう。副理事長、常務理事の選出は理事長の選挙に引き続いて行なう。

第 13 条 理事長の選挙は単記無記名投票による。投票総数の過半数の票を得たものを理事長とする。過半数を得た者がいないときは再度投票を行ない、過半数を得る者が出るまでこれを繰り返す。

第 14 条 副理事長の選挙は単記、常務理事の選挙は 2 名連記、いずれも無記名投票による。当選は得票順とし、同点者の生じた場合は単記による決選投票にて決定する。欠員の生じた場合は、次点者をもって補う。

第 15 条 同一人を引き続き 2 期（6 年）を超えて理事長に選出することはできない。

第 5 章 委員会

第 16 条 理事長は、理事会の承認を得て、活動・事業遂行のため、委員会を設置する。

2 委員会の任務、任期、委員数等は、別に定める。

3 本会の定款第 30 条に定める、常時に設置する委員会以外に、特別に必要が生じた場合には理事会の議を経て特別委員会を設置する。

第 6 章 大会

第 17 条 本会は年次大会を毎年 6 月に開催する。

2 大会の開催にあたっては、大会実行委員会を編成し、準備、開催・運営の業務を行う。

3 大会実行委員長は、理事長が理事会に諮り決定する。

第 7 章 補則

第 18 条 この細則の改正は、理事会による議決をもってなされる。

附 則

1 この細則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。